

白岡市都市計画マスタープラン改定方針について

1 白岡市都市計画マスタープランとは

都市計画法第18条の2に定められている市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市の最上位計画である「第6次白岡市総合振興計画」及び埼玉県が定める「蓮田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるものです。

2 改定期間

本市の都市計画マスタープランは平成13年12月に策定(平成29年3月に一部改訂)され、令和5年度末に計画期間が満了となります。計画期間を1年間延長し、令和6年12月の策定を目指して改定をすることとします。

3 改定の方向性

将来的な人口減少や高齢化の進展を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めるため、以下の方向性で改定を進めます。

(1) 人の暮らしや活動を中心としたまちづくりの方針

これまで、人口増加や高度経済成長などによる旺盛な開発需要に対応するため、都市を適正に発展させる都市基盤整備や土地利用規制などにより、まちづくりを行ってきました。

これからは、人口減少や高齢化が進展し、厳しい財政状況の中で、これまで蓄積してきた都市基盤や住宅等の官民の既存ストックを最大限に利活用するという視点が重要になります。これまで「作ってきた」まちを「使う」という視点で、人の暮らしや活動(人々の意識・価値観の変化・多様化への対応など)に焦点を当てて、まちづくりの方針を定めます。

(2) 公民連携の役割の明確化

人口減少社会において、行政だけでまちづくりを進めていくことには限界があり、継続的にサービスを提供するために公民連携のまちづくりを進めていく必要があります。

行政と民間事業者等が連携して公共サービスを提供する上で、それぞれの役割を明確にしていきます。

(3) 短期・中期・長期で方策を整理

市が実施する方策を短期・中期・長期のスパンで整理し、市民に分かりやすく示すとともに進捗管理を行います。

4 対応すべき課題や見直しの視点

都市計画を取り巻く状況は、大きく変化していることから、以下のことに留意をして改定を進めます。

(1) 上位計画・関連計画との整合

- ア 第6次白岡市総合振興計画
- イ 蓼田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ウ 白岡市立地適正化計画
- エ 白岡市地域公共交通計画(策定予定)

(2) 都市計画に関する課題

- ア 土地利用の課題
 - ・第6次白岡市総合振興計画土地利用基本構想との整合
 - ・市街化調整区域における都市的土地区画整理事業の検討
 - ・用途地域の見直し、再編
 - ・コンパクトな都市構造への転換、スプロール化の防止
- イ 都市施設の課題
 - ・長期未整備都市計画道路、都市計画道路ネットワークの見直し
 - ・インフラ施設・公共施設の老朽化への対応
 - ・時代に即した公園・緑地、下水道、ごみ焼却場等の都市施設の見直し
- ウ 市街地開発事業の課題
 - ・白岡駅東部中央土地区画整理事業の推進
 - ・組合区画整理事業の方針

(3) 社会情勢等を踏まえたまちづくりの視点

- ア 災害リスクに対応した安心・安全なまちづくり
- イ 脱炭素のまちづくり
- ウ 公民連携のまちづくり
- エ デジタル技術、先端技術を活かしたまちづくり
- オ SDGsの考え方を取り入れたまちづくり